

労災かくしは犯罪です

「労働者死傷病報告」の提出が必要です

正しい保険で安心治療
労働災害の受診は労災保険で!

厚生労働省

1

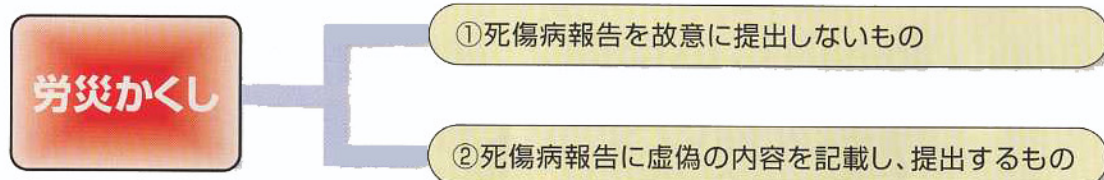
労災かくしとは？

事業者は「労働者死傷病報告」(10ページ参照)を労働基準監督署長に提出しなければなりません(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条)。

事業者が労災事故の発生をかくすために、労働者死傷病報告を、①故意に提出しないこと、②虚偽の内容を記載して提出することを「労災かくし」といいます。

労災かくしは、行政施策上問題があるだけでなく、被災者本人に著しい不利益をもたらすこともあります。そのため厚生労働省では、労災かくしの排除に向け、様々な広報・啓発活動を行っています。

なお、労働者が労災事故で負傷した場合、労災保険給付の請求を労働基準監督署長あてに行うこととなりますので、事業者はその手続に際し協力する必要があります。



根拠条文(労働者死傷病報告の提出)

●労働安全衛生法第100条

1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

●労働安全衛生規則第97条

1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2

労災かくしをする動機

事業者はなぜ、労災事故をかくすのでしょうか。これには多くの理由が考えられますが、主なものとして以下の動機が考えられます。

- ① 事業者(元請業者)が、労働基準監督署から調査や監督を受け、その結果、行政上の措置や処分が下されることを恐れてかくす
- ② 公共工事などの現場で労災事故が起きた場合、元請業者が、労災事故の発生を知った発注者から今後の受注に障害となるようなペナルティーが科されることを恐れてかくす
- ③ 労災事故を起こした下請業者が、事故の発生を元請業者に知られると、今後の受注に悪影響を及ぼすと判断してかくす
- ④ 事業者が、労災事故によって労災保険のメリット制の適用に響くためかくす
- ⑤ 無災害表彰の受賞や社内の安全評価、安全成績に影響を及ぼすためかくす
- ⑥ 下請業者が、元請の現場所長や職員の評価にかかわるため、迷惑がかからないようにとかくす
- ⑦ 元請業者が、下請業者に対し災害補償責任を負わせるため虚偽の報告を行う

労災をかくす動機は、これらの動機のうち、どれかひとつであるということは稀で、いくつかの動機が複合するケースが多くみられます。しかし、どのような理由があるにせよ、労災かくしは犯罪であり、結果として被災者やその家族をはじめ、多くの不利益がもたらされることを、事業者はしっかりと認識しておかなければなりません。



事業者は、労災事故が発生した場合、労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出しなければなりません。提出を怠るか、または虚偽の内容を報告すると、50万円以下の罰金に処せられます(労働安全衛生法第120条、第122条)。つまり、労災かくしは法違反であり犯罪行為ということになります。

事業者が労災かくしを行った場合の最大の被害者は、事故に被災した労働者です。労災保険の手続きが適切に行われていれば、被災者は負傷や疾病に対する治療、休業に対する補償をはじめ、仮に身体に障害が残った場合にも、労災保険制度によって手厚く保護されることになります。しかし、労災かくしが行われると、被災者は健康保険で自己負担をしながら治療を受けることになり、休業期間中の補償もなく、大きな不安を抱えることになります。実際、今後の生活に不安を抱いた被災者が、労働基準監督署に相談することで、労災かくしが発覚したケースもあります。

このほかにも労災かくしには、下に示すような様々な弊害があげられます。労災かくしは、悪質な行為であることを今一度理解しましょう。

労災かくしの弊害

1

労災保険による適正な給付が行われず、被災労働者や下請業者が負担を強いられることになってしまう

2

事業場が労働災害の発生をかくすことにより、自主的な再発防止対策が講じられなくなり、労働者の労働意欲が減退することにもなる

3

労働基準監督機関が労働災害発生原因等を正確に把握できず、災害発生事業場に対し、再発防止対策を確立させることができない

4

労働災害の発生原因を究明することができないため、同種の事業場に対する適切な労働災害防止対策を講ずることができない

根拠条文(罰則)

●労働安全衛生法第120条

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

五 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

●労働安全衛生法第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労災かくしについて、厚生労働省では、司法処分を含め厳しく対処することとしています(各都道府県労働局長に対する通達 11ページ以下参照)。これは、労災かくしが犯罪であるという側面だけではなく、前述のような様々な弊害があるからです。具体的には、労災かくしを行った事業場に対して、以下のような事項に留意した上で、厳正な措置を講ずることとしています。

- ① 事業場に対して司法処分を含め厳正に対処する
- ② 事業者に出頭を求め、局長または署長から警告を発するとともに、同種事案の再発防止対策を講じさせる
- ③ 全国的又は複数の地域で事業を展開している企業において労災かくしが行われた場合は、必要に応じて、当該企業の本社等に対して、再発防止のための必要な措置を講ずる
- ④ 建設事業無災害表彰を受けた事業場には、無災害表彰状を返還させる
- ⑤ 労災保険のメリット制の適用を受けている事業場では、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じて、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収する

4

労災かくしを防止するには

事業者が労災をかくす主な動機は、3ページで説明したとおりです。では、労災かくしを防止するにはどうすればよいのでしょうか。ここでは、労災かくしの半数以上を占める建設業を中心に、その対策をみていきます。

(1) 現場で実施すべきこと

- ① 朝礼時に「労災かくしは行わない」ことを確認する
- ② 新規入場者に対して、ケガをした際には、必ず報告するよう指導し、それを徹底する
- ③ 災害が発生し場合は、速やかに適切な措置をとる。協力会社が自社で処理するよう申し出ても、拒否する
- ④ 作業員が労災事故を報告しやすい雰囲気づくりを行う
- ⑤ 作業員に対して労災事故に健康保険は使えないこと等、保険制度の説明を行う

(2) 支店・店社で実施すべきこと

- ① 労災かくしは犯罪であるとの啓発を徹底する
- ② 安全衛生パトロール時などに、指導を行う
- ③ 不休災害については、本当に不休災害なのかどうかを調査するなど、労災かくしのできない環境を作る
- ④ 事故発生時には、現場から即時に支店・店社に報告するよう指導する

(3) 製造業等で実施すべきこと

- ① 無災害記録にこだわりすぎ、労働者が労災事故を報告しにくい雰囲気を作らない
- ② 労災事故に健康保険は使えないことをきちんと説明する

5

送検事例

ここでは、実際に送検された事例について、事故の発生と労災かくしをした動機、その後の経過をみていきます。

● 事例1

〇〇労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、建設会社Aと経営者〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。
 経営者〇〇は、同社が請け負った工事現場で、同社の作業員が作業中に高さ約7.5メートルの足場から墜落し、両手首骨折の重傷を負って4日以上仕事を休んだにもかかわらず、〇〇労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

● 事例2

労働災害が発覚するまで「労働者死傷病報告」を提出しなかったとして〇〇労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで、2次下請である塗装業Bの代表〇〇と3次下請の塗装業Cの代表〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。
 マンション新築現場で、Cの作業員が吹き付け塗装をするためのシート張りをする際、転倒し右手首を複雑骨折したが、BとCは共謀して、「受注を確保するために元請に労災保険で迷惑をかけたくない。」として労働災害を隠蔽したものの。

● 事例3

〇〇労働基準監督署は、虚偽の「労働者死傷病報告」で労災かくしを行ったとして、労働安全衛生法違反の疑いで建設会社Dと同社の専務取締役〇〇を〇〇地方検察庁に書類送検した。
 同社は元請建設会社から2次下請したビル建設工事を行っていたが、同社労働者が同建設現場で熱湯を浴び全治3週間のやけどを負った労働災害が発生した際、「自社の資材置き場で起きた。」と同労働基準監督署に虚偽の報告をした疑い。
 工事現場での労働災害は、元請建設会社の労災保険で補償されることになっているが、同社専務〇〇は「元請の労災保険を使うと迷惑がかかり、仕事がもらえなくなると思った。」と供述。

労災かくしによる検察庁への送検件数の推移

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
件数	74件	91件	126件	97件	132件

(注) 労働安全衛生法第100条及び第120条違反で送検されたもの

労災事故が発生し、労働者が負傷した場合は、労働基準監督署長に労災保険の請求を行い、さらに労働者死傷病報告を労働基準監督署長に提出する必要があります。

(1) 労災保険の請求

① 療養補償給付

療養した医療機関が労災保険指定医療機関の場合には、「療養補償給付たる療養の給付請求書」をその医療機関に提出してください。請求書は医療機関を經由して労働基準監督署長に提出されます。このとき、療養費を支払う必要はありません。

療養した医療機関が労災保険指定医療機関でない場合には、一旦療養費を立て替えて支払ってください。その後「療養補償給付たる療養の費用請求書」を、直接、労働基準監督署長に提出すると、その費用が支払われます。

② 休業補償給付

労働災害により休業した場合には、第4日目から休業補償給付が支給されます。「休業補償給付支給請求書」を労働基準監督署長に提出してください。なお、休業期間の3日までの部分については、事業主が休業補償を行うことになります。

③ その他の保険給付

①、②のほかにも障害補償給付、遺族補償給付、葬祭料、傷病補償年金及び介護補償給付などの保険給付があります。

これらの保険給付についてもそれぞれ、労働基準監督署長に請求書などを提出することとなります。



(2) 労働者死傷病報告の提出

●報告を必要とする場合

労働者死傷病報告は、労働者が労働災害その他就業中または事業場内もしくはその附属建設物内における負傷、窒息または急性中毒により死亡し、または休業した場合に提出します（労働安全衛生規則第97条）。休業4日以上の場合は、様式第23号（次ページ参照）を遅滞なく提出しなければなりません（休業4日未満の場合は、様式第24号に3か月分の労災をまとめて記載し、提出します。）。

●報告義務者

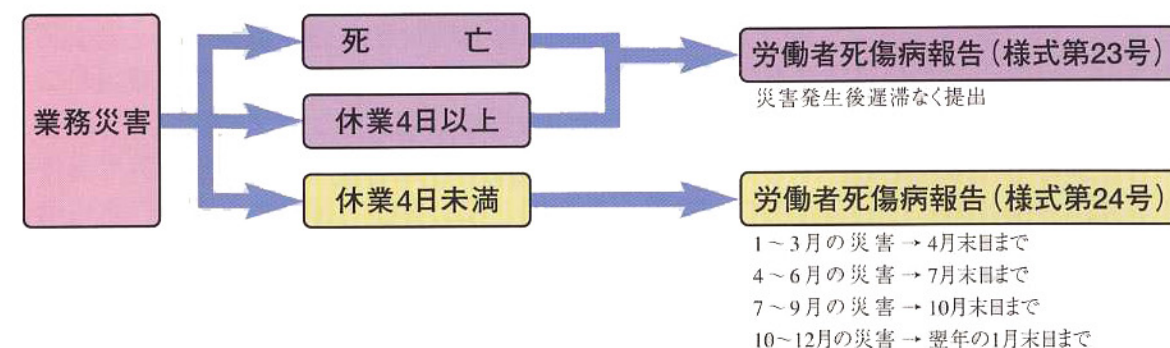
上記の事由による死傷病労働者の所属する事業場の事業者

●提出期限

上記事由が発生したときに遅滞なく（休業4日未満の場合は、災害発生が1～3月の場合は4月末日まで、4～6月の場合は7月末日まで、7～9月の場合は10月末日まで、10～12月の場合は翌年の1月末日までに、様式第24号を提出）

●注意事項

- 「経験期間」の欄には、当該業種についての経験年数を記入します。
- 「災害発生状況及び原因」の欄は、記載注意にしたがって、次の①～⑤の順に番号を付して災害の発生状況を詳細に記載します。なお、様式の欄、「略図」の欄に記入しきれない場合は、別紙に記載して添付します。
 - どのような場所で
 - どのような作業をしているときに
 - どのような物または環境に
 - どのような不安全なまたは有害な状態があつて
 - どのようにして災害が発生した



労災事故があった場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」の提出が必要です！

〈労災かくしに関する通達〉

基発第687号
平成3年12月5日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

いわゆる労災かくしの排除について

標記については、平成3年2月「平成3年度労働基準行政の運営について」の第3の2をもって、厳格に対処するよう指示したところであるが、これが具体的な実施については、下記によることとしたので、その的確な処理を図り、いわゆる労災かくしの排除に徹底を期されたい。

記

1 基本的な考え方

労働安全衛生法が労働者の業務上の負傷等について事業者に対して所轄労働基準監督署長への報告を義務付けているのは、労働基準行政として災害発生原因等を把握し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、以後における的確な行政推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策の推進にとって重要なことである。

最近、労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するため故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの（以下「労災かくし」という。）がみられるが、このような労災かくしが横行することとなれば、労働災害防止対策を重点とする労働基準行政の的確な推進をゆるがすことになりかねず、かかる事案の排除に徹底を期する必要がある。

このため、臨検監督、集団指導等あらゆる機会を通じ、事業者等に対し、労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導を徹底するとともに、関係部署間で十分な連携を図り、労災かくしの把握に努め、万一、労災かくしの存在が明らかとなった場合には、その事案の軽重等を的確に判断しつつ、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずるものとする。

2 事案の把握及び調査

労災かくしは、事業者が故意に労災事故を隠蔽する意思のもとに行われるため、その事案の発見には困難を伴うものが多いが、疑いのある事案の把握及び調査に当たっては、特に次の事項に留意し、関係部署間で組織的な連携を図り、的確な処理を行うこと。

(1) 労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出がなされた場合には、当該報告書の内容を点検し、必要に応じ関係書類相互間の突合を行い、災害発生状況等の記載が不自然と思われる事案の把握を行うこと。

労働者死傷病報告

様式第23号(第97条関係) 労働保険番号(建設業の工事に従事する下請人の労働者が被災した場合、元請人の労働保険番号を記入すること) 事業の種類

81001 131011234563711234 総合工事業

事業場の名称(建設業にあつては工事名を併記のこと)

カナ ヤマシタケンセツコウギョウカブシキガイシャ

漢字 山下建設工業株式会社

工事名 第一住宅棟建設工事

事業場の所在地 東京都千代田区霞が関3-3-2 電話 03(3131)7842 三輪・山本共同企業体

郵便番号 100-8989 労働者数 54人 発生日時(時間は24時刻表記すること) 7:平成 7140513 1045

被災労働者の氏名(姓と名の間は1文字空けること) 生年月日 性別

カナ ヨシダ ケンジ 5330806 43歳 男

漢字 吉田 健治 職種 型枠工 経験期間 15 月

休業見込期間又は死亡日時(死亡の場合は死亡欄に○) 傷病名 傷病部位 被災地の場所

休業見込 月 週 日 即死 頭部骨折 側頭部 東京都千代田区飯田橋2-2

災害発生状況及び原因 略図(発生時の状況を図示すること。)

鉄筋5階建て住宅棟建設工事現場で、トラッククレーンでデッキ材をつり上げて3階へ搬入中、つり荷が5階梁に当たって斜めになり、デッキ材が滑り落ちて足場上で搬入作業を行っていた被害者の側頭部を直撃した。

報告書作成者 松島明彦 事務安全課長

平成〇年 〇月 〇日 事業者職氏名 山下建設工業株式会社 代表取締役 山下吾郎

中央 労働基準監督署長殿 受付印

(物品番号 648006) 16.3

記入例

- (2) 被災労働者からの申告、情報の提供がなされた場合には、その情報に基づき、改めて労働者死傷病報告書、休業補償給付支給請求書等関係書類の提出の有無を確認し、また、その相互間の突合を行い事案の内容の把握を行うこと。
- (3) 監督指導時に、出勤簿、作業日誌等関係書類の記載内容を点検し、その内容が不自然と思われる事案の把握を行うこと。
- (4) 上記(1)から(3)により把握した事案については、実地調査等必要な調査を実施し、労災かくしの発見に徹底を期すること。

3 事案を発見した場合の措置

労災かくしを行った事業場に対する措置については、次に掲げる事項に留意の上、再発防止の徹底を図るため厳正な措置を講ずること。

- (1) 労災かくしを行った事業場に対しては、司法処分を含め厳正に対処すること。
- (2) 事案に応じ、事業者に出頭を求め局長又は署長から警告を発するとともに、同種事案再発防止対策を講じさせる等の措置を講ずること。
- (3) 本社又は支社等が他局管内に所在し、同種事案について管轄局署の注意を喚起する必要があると思われる事案、特に重大・悪質な事案等については、速やかに局へ連絡し、必要に応じ関係局間・本省とも連携を図り、情報の提供その他必要な措置を講ずること。
- (4) 建設事業無災害表彰を受けた事業場にあつては、平成3年12月5日付け基発第685号「建設事業無災害表彰内規の改正について」をもって指示したところにより、当該無災害表彰状を返還させること。
- (5) 労災保険のメリット制の適用を受けている事業場にあつては、メリット収支率の再計算を行い、必要に応じ、還付金の回収を行う等適正な保険料を徴収するための処理を行うこと。

基 発 第 6 8 号
平成13年2月8日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について

いわゆる労災かくしの排除については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」（以下「687号通達」という。）に基づき推進してきたところであるが、近年労災かくし事案として労働安全衛生法第100条及び第120条違反で送検した件数が増加しており、

このことから労災かくし事案の増加が懸念されるところである。

一方、第150回臨時国会における労働者災害補償保険法等の改正に係る審議においても労災かくし対策を徹底すべきであると指摘され、また「建設業等の有期事業におけるメリット制の改正にあつては、いわゆる労災かくしの増加につながることはないよう、災害発生率の確実な把握に努めるとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図るなど、制度運用に万全を尽くすこと。」との附帯決議がなされたところである。

こうした状況を踏まえ、今般、本省において、別添1（編注・別添はすべて省略）のとおり労働災害防止団体等の長に対し、別添2のとおり建設業事業者団体の長に対し、別添3のとおり事業者団体の長に対し、別添4のとおり全国社会保険労務士会連合会会長に対し、及び別添5のとおり社団法人日本医師会長に対し、労災かくしの排除についてそれぞれ文書要請を行ったところであり、これを踏まえ、都道府県労働局においても、管内のこれら団体（各支部）及び都道府県医師会に対して、同旨の文書要請を行われたい。

また、当面、687号通達による対応を引き続き推進するとともに、下記により、労災かくしの排除に係る的確な対応を図られたい。

記

1 事業主、労働者等に対する周知・啓発

本省から別途配布するポスター及びリーフレットを活用し、労働保険の年度更新のほか、集団指導、監督指導、個別指導、労働保険料の算定基礎調査・滞納整理時等あらゆる機会を通じて、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

また、労働災害防止団体や事業者団体が実施する安全パトロールに、都道府県労働局又は労働基準監督署の職員が同行する場合においても、同リーフレットを活用し、事業主等に対し、労災かくしの排除に係る周知・啓発を行うこと。

さらに、ポスターについては、都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所に掲示することはもとより、医師会、関係機関等に対しても、その掲示の依頼を行うとともに、労災かくしの排除に係る周知・啓発の協力を得るよう要請を行うこと。

2 企業トップへの啓発

本省においては、中央労働災害防止協会が行う「安全衛生トップセミナー」において、労働基準局幹部が、労災かくしの排除について企業のトップに対して直接要請を行うこととしていくところであり、各局においても、局長等局幹部が出席する同旨の会合等において、労災かくしの排除について企業トップに対して直接要請を行うこと。

基監発第0726001号
基徴発第0726001号
基安計発第0726001号
基労管発第0726001号
平成14年7月26日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
監督課長
労働保険徴収課長
安全衛生部計画課長
労災補償部労災管理課長

「労災かくし」の排除に係る対策の推進について

「労災かくし」の排除については、平成3年12月5日付け基発第687号「いわゆる労災かくしの排除について」、平成13年2月8日付け基発第68号「いわゆる労災かくしの排除に係る対策の一層の強化について」により推進してきたところであるが、依然として労災かくしが多発していることから、下記により、労災かくしの排除に係る周知・啓発等を行うこととするので、遺憾なきを期されたい。

記

1 ポスター及びリーフレットによる周知・啓発

労災かくしの排除を呼びかけるポスターを局署及び関係行政機関等に掲示するとともに、医師会の協力を得て労災保険指定医療機関に掲示することにより、周知・啓発を図ること。

また、同趣旨のリーフレットを活用し、事業者に対し、監督指導、個別指導、集団指導、安全パトロール、労働保険の年度更新に係る説明会、署の窓口指導、労働災害防止団体が主催するトップセミナー等あらゆる機会を通じ、労働者死傷病報告書の適正な提出について、周知・啓発を図ること。

また、事業主団体等における自主的活動を促進する観点から事業主団体等が自主的に厚生労働省作成ポスターにその名称を付して印刷することを希望する場合には、これを可能とすることとしたので別添により適切に対応すること。

2 都道府県及び市町村の広報誌・紙等による周知・啓発

都道府県及び市町村の広報誌・紙等に労災かくしの排除についての広報掲載を依頼することにより、事業者、労働者はもとより広く一般に対し、労災かくしの排除への周知・啓発を行うこと。

3 厚生労働省ホームページによる周知・啓発

厚生労働省ホームページ上に、新たに労災かくしの排除に係る掲示を行い、①労災かくしは

法違反であること、②労災かくしの排除に係る対策の概要、③労働災害発生時に事業者及び労働者が行うべき事項（労働者死傷病報告書の記入及び提出、労災請求手続等）、④労災かくしに係る送検事例の周知・啓発を行うこととしていることから、その活用を図ること。

4 労災防止指導員の活用による労災かくしの排除

労災防止指導員は、中小規模事業場等における安全管理及び衛生管理の向上を図り、もって労働災害の防止に資するために都道府県労働局長が任命しているものであるが、労災防止指導員が事業場に対して指導を行う際に併せて労災かくしの排除についての啓発・指導を行うこととするので、労災防止指導員の活動に当たって留意すること。

5 労働基準法第87条について

労働基準法第87条第2項に基づいて、建設業の元請負人が下請負人に対し、災害補償に係る使用者責任を負わせる事例がみられる。

本規定は、元請負人を使用者とみなすことを基本としつつ、資力のある下請負人に対し、元請負人が書面による契約で補償を引き受けさせた場合、当該下請負人もまた使用者責任を負うこととする旨を規定したものである。

したがって、本規定を根拠として、資力のない下請負人に使用者責任を負わせることは、その趣旨に反するばかりでなく、元請負人の保険関係に基づく保険給付の請求をさせないで下請負人に災害補償を行わせ、その結果として労災かくしにつながることも懸念される。

このため、元請人がむやみに下請負人に対して本規定により、災害補償に係る使用者責任を負わせることがないように、集団指導等の機会をとらえて指導を行うこととすること。

6 医療機関に対する周知・啓発

医療機関に対し、業務上の災害により被災した場合には、労働者災害補償保険の請求について労働基準監督署に相談することを被災労働者に勧奨するよう、労災診療協議会等の機会をとらえ、周知・啓発すること。

7 事業者団体、都道府県社会保険労務士会等への要請

事業者団体等に対し、その構成員である事業者を対象とした文書の発出、機関紙への記事の掲載、総会等各種会合における説明等により、労災かくしの排除に係る周知・啓発のための取組を行うことを要請すること。

また、各都道府県社会保険労務士会に対し、会員社会保険労務士が、労災かくしの排除の重要性について関係事業場の理解を得るよう協力を要請すること。

8 発注機関への働きかけ

公共建設工事における労災かくしを排除するために、公共建設工事の発注機関に対し、労災かくしに対する基本的考え方を説明し、理解を求めた上で、発注機関として、労災かくしの排除について工事施工業者を指導するよう働きかけを行うこと。

正しい保険で、安心治療。
労働災害の受診は労災保険で!!



「労災かくし」は犯罪です。

「労働者死傷病報告」の提出が必要です。

厚生労働省